

第5章 住生活・住環境の基本理念と目標

1 基本理念

本市は、北に中国山地、南に瀬戸内海を臨む、多様で豊かな自然環境のもと、海岸線に沿った平野部に細長く市街地が形成されています。また、徳山下松港（国際拠点港湾）を拠点とする石油化学コンビナートなどの大規模工場群が臨海部を中心に立地し、わが国の産業発展に大きく寄与するとともに、山陽自動車道や山陽新幹線などの高速交通網も整備されました。

本市は、平成27年に10年間のまちづくりの基本的な方向性を示す「第2次周南市まちづくり総合計画（しゅうなん共創共生プラン）」を策定し、その将来都市像である「人・自然・産業が織りなす未来につなげる安心自立都市－周南」の実現を目指したまちづくりに取り組んでいるところです。

このような背景のもと、住生活・住環境の改善に向けた「周南市住生活基本計画」を改定するにあたり、現状分析および市民アンケート調査結果等を踏まえた上で、本市の住生活・住環境に関する4つの課題について前計画から更新しました。

- (1) 時代や社会ニーズに応じた住まいづくり
- (2) 安全で快適に暮らすための住まいの確保
- (3) 住宅セーフティネットの充実
- (4) 地域の特性に応じた住まいづくり【地域別課題】

これら4つの課題の解決に向けては、「地域の多様な居住者が共に助け合い、支え合いながら暮らせること」、「居住者の高齢化や世帯同居人数の減少が進む中、各個人が自立して元気に暮らせること」、「豊かな自然の恵みを楽しみつつ、自然の脅威に対し十分な備えで安心して暮らせること」が重要です。

以上を踏まえ、本市住生活基本計画の柱となる「基本理念」については、以下のとおり、引き続き前計画を踏襲するものとします。

【基本理念】

豊かな自然と共生し、地域の人と人々が支え合いながら、
自立して安心して暮らせる住まいづくり

2 実現に向けた目標

目標1 多様な世帯が自立し、かつ共生しあう住生活の実現

- (1) 就職・結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が望む住宅を確保・供給できる環境の整備を図ります。
- (2) 高齢者が日常生活において、安全に安心して暮らすことができるための住宅を確保するとともに、医療・介護サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境の実現を図ります。
- (3) 「新たな日常」や働き方・生活様式の多様化等を踏まえ、市民各々がライフスタイルに応じた生活ができる居住環境の整備を図ります。

目標2 住宅の更新・適正管理等による快適な住生活の実現

- (1) バリアフリー化されていない住宅等のリフォームや省エネルギー対策による快適で質の高い住宅ストックへの更新を促します。
- (2) 既存住宅ストックの適正な管理を啓発・促進することで、空き家の発生予防や、良質な住宅ストックが循環する環境の整備を図ります。
- (3) 地域基盤の整備を推進し、快適な住生活に向けた住環境の改善を図ります。また、立地適正化計画に基づく居住促進区域への居住促進を図ります。

目標3 大規模災害に備えた安心・安全な住環境の整備推進

- (1) 住宅の耐震診断・耐震改修等の啓発や支援等を推進することで、住宅ストックの耐震性向上による安全性確保を図ります。
- (2) 地震や火災、洪水、土砂災害等、激甚化・頻発化する自然災害等に備え、災害に関する地域の意識醸成を図るなど地域の防災体制の充実を図るとともに、災害危険性の高い地域からの移転促進等を図ります。また、空き家については、法令に基づき、適正管理を推進します。

目標4 住宅セーフティネットの充実

- (1) 老朽化・劣化が進む公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建物状況に応じた適切な管理（建替え、用途廃止、個別改善、維持保全）を行い、貴重な住宅ストック及び都市ストックとして、その有効活用を図ります。
- (2) 住宅を自力で確保することが困難な低所得者、高齢者、障害者などについて、安心して暮らせる住宅を確保し、その生活を支援していくために、民間賃貸住宅との活用・連携のほか、福祉機関・福祉部局等と連携した生活支援を推進します。

目標5 良質な住宅ストックの普及推進

- (1) 脱炭素社会に向けた要請や DX の推進等を踏まえ、省エネルギー性能の高い住宅をはじめ、快適で質の高い住まいの普及を促進します。
- (2) 中古住宅の取得促進に向けた PR のほか、消費者が安心して中古住宅を購入できる環境を構築することによって既存住宅の流通市場活性化を促進し、空き家の発生抑制とともに多様なニーズに応じた住宅が選択できる住環境の形成を図ります。
- (3) 住宅産業の担い手の育成や、地域産材の活用等を促進するほか、新技術の活用等も含めた住宅産業の効率化等を促進し、住宅産業の活性化を図ります。

目標6 地域固有の特性と魅力を活かした住生活の実現

- (1) 本市を 5 つの地域（中央部、東部、西部、北部、島しょ部）に区分し、地域固有の自然、歴史、文化その他の特性に応じ、それらの魅力を最大限に活かした住宅、住環境の整備を推進します。
- (2) 自分の暮らす地域に愛着と誇りを持ち、個々の住民が地域に対して積極的に関わるための地域活力の向上を図ります。